改正少年法施行にあたっての会長声明

- 1 本日、少年法の一部を改正する法律(平成26年4月18日法律第23号)(以下、「改正法」という。)が全面施行され、国選付添人選任の対象事件が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁固に当たる事件(被疑者国選弁護事件と同じ)に拡大した。この結果、当会の試算では、観護措置を受けた少年の約80パーセントが国選付添人選任の対象事件となる。
- 2 これまで、成人の刑事事件では原則として国選弁護人による法的援助が受けられる一方、可塑性に富み、かつ、成人に比してさらに防御能力が劣る少年には弁護士の援助が権利として保障されてはおらず、正義・公正に反する状況が長く続いていた。

こうした状況の中で、当会は、少年に適正手続を保障するとともに、 少年の立ち直りを支援する弁護士付添人の役割の重要性に鑑み、20 01年(平成13年)2月、全国に先駆けて、観護措置決定を受け少 年鑑別所に収容された全ての少年に弁護士付添人をつける「身柄事件 全件付添人制度」を創設した。

この動きは、当会から全国に広がり、2011年(平成23年)には、全国の全ての単位弁護士会で同様の制度が創設されるに至り、全ての少年に弁護士付添人をつける人的体制は整った。そして、現実に当会では、ほぼ100パーセントの少年に弁護士付添人が選任されるに至ったのである。

今回の改正法は、我々が目指してきた全面的国選付添人制度実現に 向けた大きな前進であると評価できる。

3 もっとも、今回の改正では、①共同危険行為(暴走行為)や「ぐ犯」 事件など弁護士付添人の支援が必要と考えられる事件が対象外とされた点、②付添人の選任は家庭裁判所の裁量とされた点、③検察官関 与対象事件が拡大された点、④少年の刑事裁判において科しうる有期 刑の上限が引き上げられた点に未だ不十分さを残しているといわざ るを得ない。

すなわち、まず「②」の結果、対象事件でも、国選付添人が選任されないというケースも考えられる。

つぎに、「③」の結果、少年審判に検察官が関与することは、少年 審判に対立構造を持ち込み、「懇切を旨として、和やかに」行われる べき審判の審理構造と矛盾するものであるとともに、予断排除原則や 伝聞法則の適用もない少年審判において、少年を成人以上に不利益な 立場に置くことになる。

更に「④」の厳罰化により、少年を長期間社会から隔絶させることは、少年の社会復帰を困難にし、むしろ更生の妨げになりかねない。

4 当会は、改正法によって国選付添人の対象とされた事件については、 全て国選付添人が選任されるように努めるとともに、対象事件の拡大 のための運動を継続し、観護措置決定を受けた全ての少年に国選付添 人が選任される制度の実現を目指していく所存である。

更に、弁護活動及び付添人活動を通じて、検察官関与や厳罰化が決して安易になされることがないように務めるとともに、これまでにも増して少年の権利を擁護し、少年の更生のために最大限の付添人活動を実践する所存である。

以上

2014年(平成26年)6月18日

福岡県弁護士会 会長 三 浦 邦 俊